

となみ（1073）暮らし応援プロジェクト

市民生活課・都市整備課・こども課

UIJターンや移住定住を進めるため、砺波での暮らしを応援する事業です。

砺波市の住みやすさを実感してもらうため、転入世帯や子育て世帯への住宅取得、家賃支援、結婚新生活への支援、子どもの出産への祝意を表す事業を行います。このほか、三世帯同居支援の新築・増改築、引越し、空き家利活用の支援も引き続き推進します。

対象者

- ・転入世帯：夫婦のどちらかが39歳以下かつどちらかが転入である世帯
- ・子育て世帯：転入する中学生までの子がいる世帯
- ・新婚世帯：市内在住または結婚を機に転入する世帯
- ・三世帯世帯：親・子・孫等と三世帯以上が同居または近居の世帯
- ・出生した子と同居する世帯：出生したお子さんがいる市内に住所を有する世帯
- ・空き家情報バンクの物件を利活用する方



事業名 担当部署	補助内容	補助対象等
1 住宅取得支援事業 市民生活課	住宅取得のための借入額の1/10 となみ ・新築住宅 上限 107.3万円 ・中古住宅 上限 50万円 ※補助金交付後、市内に10年以上居住すること	<ul style="list-style-type: none"> ・転入世帯、子育て世帯 ・転入の日から3年以内の者で転入の前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯 ・令和3年以降、建設工事請負契約または売買契約をした住宅（新築または中古住宅、マンション含む） ・三世帯同居・近居住宅支援事業補助金の交付を受けた者を除く
2 家賃支援事業 市民生活課	上限 月額1万円（3年間） ※補助金交付後、市内に5年以上居住すること	<ul style="list-style-type: none"> ・転入世帯、子育て世帯 ・転入の前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯 ・令和3年以降、民間賃貸住宅の賃貸契約をした世帯
3 結婚新生活支援事業 市民生活課	上限 30万円 新居の住宅取得費用または住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯 ・令和4年1月1日～令和5年3月31日に婚姻届を提出して受理された世帯で、夫婦とも39歳以下かつ、夫婦の世帯所得400万円未満
4 移住・定住引越し支援事業 市民生活課	引越し経費 同居1/2 近居1/4 県外からの転入 （上限 同居5万円 近居2万5千円） 市外からの転入 （上限 同居2万円 近居1万円） 市内における転居 （上限 同居1万円 近居5千円） ※補助金交付後、三世帯同居・近居を3年以上継続すること	<p>転入・転居により新たに三世帯同居・近居になるための引越し経費（次の条件を満たすもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①引越し後、三世帯同居・近居である ②引越しを運送業者に依頼する ③三世帯家庭の全員が過去にこの補助金の交付を受けていない
5 新生児出産サポート金 こども課	出産等にかかる保護者の経済的負担を解消するためのサポート 第1子：5万円 第2子：7万円 となみ 第3子以降：107,300円	出生時の住所が砺波市にある新生児 （1歳になる前に市外へ転出した場合は返金が必要）

6	出産祝い事業 市民生活課 こども課	オリジナル“スタイ”（まえかけ）を贈呈	新生児と同居する世帯
7	三世代同居・ 近居住宅支援 事業 都市整備課	<p>購入者 改修等経費の1/2 上限50万円 三世代同居 改修等経費の3/4 上限200万円 三世代近居 改修等経費の3/4 上限100万円 ※補助金交付後、10年以上居住すること</p> <p>賃貸人（空き家を賃貸する大家） 改修等経費の1/2 上限20万円 ※補助金交付後、5年以上賃貸すること</p> <p>賃借人 上限1万円（3年間） ※補助金交付後、5年以上居住すること</p> <p>1 令和3年以降に契約着工 新築 三世代同居 対象工事の1/10 上限^{となみ}107.3万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限50万円</p> <p>増改築 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円</p> <p>2 令和2年以前に契約着工 三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円 ※対象工事の費用の支払い完了日から 1年以内であること ※補助金交付後、三世代同居・近居を 3年以上継続すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンクを利用して購入・賃貸する住宅 ・申請者や対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ・住宅取得支援補助金の交付を受けていない 三世代同居・近居するために実施する改修等の経費（①②の条件を満たすもの） ①工事完了後、三世代同居・近居である ②三世代同居・近居住宅支援事業の交付を受ける者を除く <ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報バンクの物件を市外の方が賃借 ・申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない ・家賃支援補助金の交付を受けていない <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築工事（建売住宅または中古住宅の購入を含む） ・既存住宅の増改築工事（リフォーム含む） どちらかの工事で①～⑨の条件を満たすもの ①工事完了後、三世代同居・近居である ②三世代家庭のいずれかが所有する住宅 ③令和3年以降に契約着工したもの（令和2年以前に契約着工したものについては、対象工事の費用の支払日から1年以内であること） ④対象工事が50万円（税込）以上の工事 ⑤三世代家庭の全員と対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない ⑥三世代家庭に属する者またはその者が代表となる法人が施工する工事を除く ⑦定住促進空き家利活用補助金の交付を受けた者を除く ⑧木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く ⑨住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く
8	お試し移住 体験事業 （市営住宅活用） 都市整備課	移住希望者がとなみ暮らしを体験 入居期間：1か月単位（最長2年） 入居物件：全4室 月額家賃：12,600円～（所得に応じて変動）	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望の市外の方（単身可） ・地域の自治会に加入し、地域活動に参加できる方
9	お試し移住 体験事業 （佐々木邸） 市民生活課	移住希望者がとなみ暮らしを体験 料金：1泊1千円 布団レンタル：1泊2日1,650円～ 連泊：1週間以内	移住希望の市外の方（単身可）

